

福岡市子どもプラザ事業実施要綱

(通則)

第1条 福岡市子どもプラザ事業（以下「事業」という。）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第6項に規定する「地域子育て支援拠点事業」とし、この要綱に定めるところによる。なお、この事業の全部又は一部を福岡市（以下、「市」という。）が認めた民間事業者へ委託又は指定管理により実施する場合は当該契約書等、補助により実施する場合は当該補助金交付要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、乳幼児（0歳からおおむね6歳まで）とその保護者、又は妊娠している方（以下、「乳幼児親子等」という）がいつでも利用でき、子育てに関する相談や情報交換ができる拠点として開設することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て中の親の孤独感や不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。

2 市は、次に掲げる要件をすべて満たす民間団体を選定の上、実施事業者として委託し、指定し、又は補助し、事業を実施させることができる。

- (1) 福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) ボランティアグループ等の団体、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人、その他の社会的信望を有する法人であること。
- (3) 適正かつ効果的に事業を運営できると認められる者であること。
- (4) その他市長が認める要件を満たす者であること。

(利用対象者)

第4条 利用対象者は、乳幼児親子等とする。

(利用料)

第5条 施設の利用料は、無料とする。ただし、材料費等に係る実費相当額については、利用者から徴収することができる。

(事業内容)

第6条 実施事業者は、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 乳幼児親子等がいつでも気軽に利用できる遊び場の常設
- (2) 乳幼児親子等の交流の場の提供と交流の促進
- (3) 子育てに関する気軽な相談、専門家による相談日の開設

- (4) 子育てに関する情報提供
 - (5) 子育て及び子育て支援に関するミニ講座（少人数・短時間の講座）の企画・実施
 - (6) 地域の子育て活動の支援
 - (7) 子育て交流サロンや育児サークルへの支援
 - (8) その他子育て支援として、市が必要と認める事業
- 2 実施事業者は、市が特に必要と認める場合は、次に掲げる地域支援の取組の全部又は一部を実施する。
- (1) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
 - (2) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、乳幼児親子の育ちを継続的に支援する取組
 - (3) 地域ボランティアの育成、自治会・町内会、子育てサークル等との協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
 - (4) 地域団体等と連携し情報共有や意見交換を継続的に行い、事業を利用したくても利用できない乳幼児親子に対して民生委員等が訪問支援等を行うことで、地域とのつながりを継続的に持たせる取組

（施設構成）

第7条 設置形態により施設構成は異なるが、乳幼児親子の遊び場、相談室、事務スペースを基本とし、情報提供や研修のできるスペース、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備の確保を図るものとする。

（職員の配置）

- 第8条 実施事業者は、事業を遂行するに当たり十分な能力を持つ専任の、常勤職員又は非常勤職員を配置する。
- 2 前項の職員は、常時2人以上配置するものとし、そのうち、1人は、保育士・教諭・保健師・助産師・看護師・准看護師の資格を持つ者又は子育て支援員研修の地域子育て支援コースを修了した者若しくは長年子育て支援に携わった者とする。
- 3 前2項に定める職員のほか、実施事業者は、必要に応じて職員の補助として、子育て支援者を養成・登録し、配置に協力する。

（開館時間）

- 第9条 開館時間は、原則として午前10時から午後4時までとする。ただし、市が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。
- 2 補助により実施する子どもプラザの開館時間については、前項によらず、別途、補助金交付要綱に定めるところによる。

（開館日）

- 第10条 開館日は、週5日以上とし、原則として土曜日及び日曜日のいずれか1日又は両日は開館日とする。
- 2 実施事業者は、休館日をあらかじめ利用者に周知する。

- 3 前項の規定に基づき定めた休館日の他に、次に掲げる日を休館日とすることができる。
 - (1) 市が設定した日（1月に1日に限る。）
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- 4 前項の規定に関わらず、市が必要と認める場合は、臨時の休館日を定めることができる。
- 5 補助により実施する子どもプラザの開館日及び休館日については、前4項によらず、別途、補助金交付要綱に定めるところによる。

（事故の責任）

第11条 事業実施期間中に発生した利用者の事故については、原則として、利用者の責任とする。

（事業の届出）

第12条 実施事業者は、事業開始にあたっては開始届（様式1）、届出事項に変更があった場合は変更届（様式2）、事業を終了するときは廃止届（様式3）を提出しなければならない。委託の継続等により、届出が不要の場合はこの限りではない。

（事業の報告等）

第13条 実施事業者は、事業計画及び事業実施状況を市に報告しなければならない。

（留意事項）

- 第14条 職員及び子育て支援者は、子どもプラザの利用者への対応に十分配慮するとともに、業務を行うに当たって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならない。事業終了後及び離職した職員及び子育て支援者も同様とする。
- 2 職員及び子育て支援者は、子どもプラザの利用にあたり、利用者の正当かつ公平な利用が確保されるようにし、不当な差別的取り扱いをしてはならない。
 - 3 子どもプラザにおいて、政治、宗教、営利等を目的とする活動をしてはならない。
 - 4 各子どもプラザは、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。
 - 5 市及び実施事業者は、職員を関係の研修等へ積極的に参加させ、職員の資質、技能等の向上を図らなければならない。

（文書の保存）

第15条 事業に係る文書の保存期間は5年間とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年6月15日から施行する。